

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

(1) 請求人は、平成〇年〇月〇日にA組合に、水揚人夫として雇用され、同日、午後1時10分頃、外港荷捌所において、冷凍魚の水揚げ作業中に船上クレーンから降ろされていたロープに誤って右足を引っ掛け、5メートル程度吊り上げられ負傷した。負傷後、B病院に搬送され、「右股関節臼蓋亀裂骨折」と診断され、負傷後から平成〇年〇月〇日までは国民健康保険により治療を受けたが、右大腿部に痛みを感じるようになったため、平成〇年〇月〇日に同病院に受診し、「右大腿筋断裂（陳旧性）」と診断され、上記同日から労災保険による治療を受けた。その後、複数の医療機関で治療した結果、Cクリニックにおいて、平成〇年〇月〇日付けで治ゆと判断された。

請求人は、治ゆ後、右大腿部痛等が残存しているとして、障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）準用第11級に該当すると判断し、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却した。

(2) 請求人は、治ゆ後も国民健康保険により消炎鎮痛等処置等の治療を受け、更

に労災保険のアフターケア制度による投薬等の治療を受けていたが、右大腿部に元々あった筋肉の塊が腫れ上がり、痛みも酷くなったため、平成〇年〇月〇日、Cクリニックに受診しMRI検査を受けた。

請求人は、これらの症状については、当初の傷病（以下「原傷病」という。）の再発に該当するとして、療養補償給付の請求をしたが、監督署長は、当初の業務上負傷による傷病の再発であるとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだが、当審査会は平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の裁決をしている。

(3) さらに、請求人は、右大腿部後面の筋肉痙攣及び意識朦朧の症状が出現し、治ゆ日以降に著しくその症状が悪化したとして、平成〇年〇月〇日にD整形外科に受診し、その原因は、原傷病が再発したものであるとして、監督署長に対し療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、再発とは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の傷病が原傷病の再発であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

3 当審査会に付加的判断

請求人は、今回の再発請求において平成〇年〇月〇日作成の身体障害者診断書・意見書（肢体不自由用）と平成〇年〇月〇日付けE医師作成の診断書、平成〇年〇月〇日付けF病院G医師作成の診断書を新たに提出しているが、E医師の診断書以外はそれぞれの原傷病の増悪について有意な記述はない。

E医師は、上記診断書において「CRPS stageⅢとなっている可能性がある。」と述べているが確定診断ではない。また、今回の再発請求により監督署長がE医師に対し症状の増悪の有無について意見を求めたところ、同医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書〇を提出し、要旨、症状固定時と比べ平成〇年〇月〇日再診時の症状は大差ない、と答えている。したがって治ゆ時の症状に比べて明らかに増悪しているとの医証は存在せず原傷病が増悪しているとまでは認められないことから、再発であると認定する要件を満たしていない。

なお、G医師の上記診断書は、新たな治療について効果が不明瞭としながらこれまで行っていない治療方法として試みる価値があるとしているもので、この診断書からは明らかに治療効果が期待できるとまでは判断できないため、この点からしても再発の要件を充足していないものと判断する。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。